

平成 29 年度
道路局関係予算決定概要

平成 28 年 12 月 22 日

国土交通省道路局

1. 決定概要

平成29年度道路関係予算においては、

- ・ 復興道路・復興支援道路等の緊急整備等による東日本大震災からの早期復旧・復興や熊本地震の被災地の復旧・復興
- ・ 道路施設の老朽化対策、道路の防災・震災対策や代替性の確保のための道路ネットワークの整備、生活道路・通学路の安全対策や踏切対策等による国民の安全・安心の確保
- ・ 生産性向上に資する物流ネットワークの整備などによる成長力の強化
- ・ 道の駅やスマートIC等の活用による拠点の形成及び道路ネットワークによる地域や拠点間の連携確保などによる地域の活性化と豊かな暮らしの実現

に重点的に取り組む。

【道路関係予算総括表】

(単位:億円)

	H29決定額 (A)	前年度 (B)	倍率 (A/B)
直轄事業	15,593	15,632	1.00
改築その他	10,972	11,244	0.98
維持修繕	3,458	3,202	1.08
諸費等	1,163	1,185	0.98
補助事業	862	753	1.15
地域高規格道路その他	501	498	1.01
ICアクセス道路	165	70	2.36
大規模修繕・更新	45	45	1.00
除雪	104	104	1.00
補助率差額	47	36	1.30
有料道路事業等	207	252	0.82
合計	16,662	16,637	1.00

※この他に、社会資本整備総合交付金(国費8,940億円[対前年度比1.00])、防災・安全交付金(国費11,057億円[対前年度比1.01])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

※この他に、東日本大震災からの復旧・復興対策事業(国費2,400億円[対前年度比1.01])がある。また、東日本大震災からの復旧・復興対策事業として社会資本整備総合交付金(国費1,090億円[対前年度比1.03])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

注1. 上記の他に、行政部費(国費8億円)がある。

注2. 直轄事業の国費には、地方公共団体の直轄事業負担金(2,929億円)を含む。

注3. 四捨五入の関係で、各計数の和が一致しないところがある。

2. 復興関係

国費 2,400億円

※社会資本整備総合交付金は除く

復興道路・復興支援道路は、被災地復興のリーディングプロジェクトとして、復興まちづくりを支援するため、早期整備を推進。

3. 新規制度

○ I Cアクセス道路補助制度の対象事業の拡充

国費 95億円

スマート I Cの整備と合わせて行われる、地方公共団体におけるスマート I Cへのアクセス道路の整備に対し、計画的かつ集中的な支援を行うため、I Cアクセス道路補助制度にスマート I Cへのアクセス道路の整備を対象として拡充するものである。

○連続立体交差事業の着工準備補助制度の創設

国費 5億円

地方公共団体における連続立体交差事業の着工準備に対し、検討の熟度に応じた集中的な支援を行うため、補助制度を創設するものである。

○大規模修繕・更新補助制度の対象事業の拡充

地方公共団体における老朽化対策を支援するため、大規模修繕・更新補助制度に集約化・撤去[※]を対象として拡充するものである。

※撤去については、集約化に伴って実施する他の構造物の撤去に限る。

○ P F I 手法を活用した無電柱化のための国庫債務負担行為の拡充

無電柱化を推進するため、電線共同溝整備（直轄）において、民間技術やノウハウ、資金の活用を図るために（整備後の維持管理も含めて）P F I 手法を活用する場合について、15 箇年以内で国庫債務負担行為を設定できるよう制度を拡充するものである。

○ 高速道路と民間施設を直結する専用インターチェンジ整備制度の創設

高速道路の利用促進や利便性の向上による地域活性化の観点から、高速道路の近傍に位置する大規模な物流拠点や工業団地、商業施設等について、適切な負担の下で高速道路と直結を進める必要があるため、高速道路と近傍の民間施設を直結するインターチェンジを民間企業の発意と負担により整備する制度を創設するものである。

○ 近畿圏の高速道路における有料道路事業の活用

淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保の観点から、有料道路事業を活用することとし、あわせて、必要な料金を設定する際、利用者の追加的な負担の軽減の観点から、出資金の償還時期の見直しや料金徴収期限までの追加的な料金負担分の活用を図るものである。

（参考）公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体において道路施設の適正な管理を実施するため、補助事業と一体的に実施する地方単独事業（長寿命化等）に対する地方財政措置を拡充するものである。

4. 有料道路事業の新規事業化箇所

所在地	路線名・箇所
大阪府	一般国道1号 <small>よどがわ</small> 淀川左岸線延伸部※
兵庫県	一般国道2号 大阪湾岸道路西伸部 <small>ろっこう</small> (六甲アイランド北～ <small>こまえ</small> 駒栄)
埼玉県	一般国道17号 <small>しんおおみやあげお</small> 新大宮上尾道路 (与野～ <small>よの</small> 上尾南)

※直轄事業の新規事業化箇所にも該当

(参考) 道路関係予算総括表

(単位:百万円)

事 項	H29決定額 (A)	前年度予算額 (B)	倍率 (A/B)
道 路 整 備	1,341,227	1,334,555	1.00
道 路 環 境 整 備	324,967	329,139	0.99
合 計	1,666,194	1,663,694	1.00
(再 計)			
直 轄 事 業	1,559,291	1,563,177	1.00
補 助 事 業	86,195	75,277	1.15
有 料 道 路 事 業 等	20,708	25,240	0.82

※この他に、社会資本整備総合交付金(国費8,940億円[対前年度比1.00])、防災・安全交付金(国費11,057億円[対前年度比1.01])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

※この他に、東日本大震災からの復旧・復興対策事業(国費2,400億円[対前年度比1.01])がある。また、東日本大震災からの復旧・復興対策事業として社会資本整備総合交付金(国費1,090億円[対前年度比1.03])があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

注1. 上記の他に、行政部費(国費8億円)がある。

注2. 直轄事業の国費には、地方公共団体の直轄事業負担金(2,929億円)を含む。